

国立大学法人東京農工大学寄附金受入規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学寄附金受入規程を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学寄附金受入規程</p> <p>平成16年4月7日 16 経教 規程第60号</p> <p>第1条～第4条 省略</p> <p>(審査会)</p> <p>第5条 学長は、寄附金の受入れの審査のために、<u>共生科学技術研究院に外部資金等受入審査会</u>（以下「審査会」という。）を置くものとする。</p> <p>2 審査会について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第6条～第9条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第4条 省略（現行どおり）</p> <p>(審査会)</p> <p>第5条 学長は、寄附金の受入れの審査のために、<u>農学研究院及び工学研究院に外部資金等受入審査会</u>（以下「審査会」という。）を置くものとする。</p> <p>2 審査会について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第6条～第9条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（2.2教規程第8号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。